

『高齢者住宅経営者連絡協議会』会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、高齢者住宅経営者連絡協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を株式会社タムラプランニング&オペレーティングに置く。事務局は本会の運営に関して企画及び取りまとめを行い、会計を担当する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 高齢者住宅の経営に携わる者が集い、その経営上課題となる事項の改善のための協議を行い、高齢者住宅業界全体の発展と地位向上を目指し、社会に対して様々な提言を発信する任意団体として活動する。

- (2) 高齢者住宅業界の振興に妨げとなる事項の改善や将来を見越した政策提言を行い、行政やマスコミに対する働きかけを行う。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、高齢者住宅のあるべき将来像を明確にするために、各分野から先進的な取り組みをしている講師を招き、定期的な研究会を開催する。

- (2) 先駆的取り組みをしている高齢者住宅の事業の見学会や事業者との意見交換を行う。

第3章 会員及び会費

(会員)

第5条 本会の会員は代表会員とメンバー会員をもって構成する。代表会員は高齢者住宅を経営する事業者の代表もしくは取締役とし、この会の目的に賛同し入会したものである。またメンバー会員は1名登録でき、代表会員とともに第4条の研究会等の参加ができるものとする。代表会員、メンバー会員以外が研究会等に参加の場合は別途参加費が発生するものとする。

(会費)

第6条 代表会員は事務局運営費用として会費を納入する。金額は年間20,000円とする。

(入会及び退会)

第7条 会員を希望する者は、現会員の紹介のみとし、所定の用紙に必要事項を記入し、参加費を添えて申し込む。

第8条 会員が退会するときは、退会届を事務局に提出するものとする。

(会員の義務)

第9条 会員は所定の参加費を納入する義務を有する。

(資格喪失)

第10条 年会費、参加費を1年以上滞納したときには、会員の資格を失う。

(除名)

第11条 会員が本会の名誉を傷付け、または本会の目的に反する行為をしたときは、代表会員の過半数の賛同によって除名することができる。

第4章 役員及び顧問

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|----|--------|-----|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 幹事 | 若干名 |
| (3) 監査役 | 1名 | | |

(役員の仕事)

第13条 会長は本会を代表し、本会の円滑な運営に努める。

(2) 会長は代表会員とメンバー会員の中から互選により決定する。

(3) それ以外の役員は会長の指名によって決定する。

(顧問)

第14条 本会は顧問を置くことができる。

(役員及び顧問の任期)

第15条 役員及び顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5章 定例会議

第16条 定例会議は会員が気軽に集い、懇親と意見交換の場として年数回開催する。この開催にあたっては別途幹事を定め、会員の持ち回りとする。

第6章 会 計

(会計)

第17条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第18条 本会の経費は第6条の会費及びその他の収入をもって充当する。

(会計報告)

第19条 本会の事業報告及び決算は、事務局担当者が作成し、その年度末の会計報告とともに会長、監査役の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に定例会議で承認を得なければならない。

第7章 補 則

(会則の変更)

第20条 本会の会則を変更する場合は、定例会議の過半数の賛同を得なければならない。

第8章 付 則

1. 会則は、2010年4月1日をもって施行する。
2. 2011年4月1日 一部改正 第3章第6条 12,000円より20,000円に変更
第4章第12条 世話人より幹事に名称変更

役員一覧

会 長	： 森川 悦明	オリックス・リビング株式会社 代表取締役
幹 事	： 植村 健志	株式会社アズパートナーズ 代表取締役
	： 三重野 真	株式会社荒井商店 取締役
	： 浦田 慶信	株式会社生活科学運営 代表取締役社長
	： 田中 康夫	株式会社東急イーライフデザイン 代表取締役社長
監 査 役	： 吉田 肇	株式会社マザアス 代表取締役
事務局長	： 田村 明孝	株式会社タムラプランニングアンドオペレーティング 代表取締役